

[公益法人の消費税 第2回]

1. 公益法人の消費税の特徴

企業や個人事業者と同様、公益法人も消費税の課税事業者に該当する場合は、課税売上に対する消費税（仮受消費税）から、課税仕入に対する消費税（仮払消費税）を差し引いて（控除仮払消費税の計算）申告納付します。

ただし、公益法人の場合は、補助金収入や寄附金収入など消費税の対象にならない収入（特定収入）が高額になるため、控除仮払消費税の計算をそのまま行くと、その目的である二重課税の排除から逸脱してしまいます。

2. 公益法人の控除仮払消費税の計算

そこで、控除仮払消費税の計算上、収入全体に占める特定収入の割合（特定収入割合）が5%を超える場合は、仮払消費税のうち一定の方法（調整割合）で計算した額は仮受消費税から差し引きできません。

計算例

(税抜、万円)

課税区分 項目	課税売上	非課税売上	特定収入 (使途不特定)	合計
賃貸収入	6,000			6,000
会費収入			9,000	9,000
受取利息		300		300
合計	6,000	300	9,000	15,300
	①	②	③	④(①+②+③)

仮受消費税 $6,000 \text{万円} \times 8\% = 480 \text{万円}$

仮払消費税 320万円

特定収入割合 = ③ / ④

$= 9,000 \text{万円} / 15,300 \text{万円}$

$= 58.8\% > 5\% \therefore \text{調整計算要}$

控除仮払消費税 = $320 \text{万円} \times (1 - 9,000 \text{万円} / 15,300 \text{万円})$

$= 132 \text{万円}$

$\therefore 320 \text{万円のうち} 188 \text{万円は控除できない}$

$$\begin{aligned} \text{申告納付額} &= 480 \text{万円} - 132 \text{万円} \\ &= 348 \text{万円} \end{aligned}$$

3. 消費税の節税

補助金などの特定収入が、人件費などの非課税および不課税仕入に充てられることが明らかな場合（法令又は交付要綱等の定めによる）は、特定収入による調整計算をしないことができます。

また、平成25年度税制改正により、公益社団・財団法人の寄附金収入のうち寄附金の募集要項等（行政庁の確認を受けたものに限る）において、その金額の用途が人件費や支払助成金などの非課税および不課税仕入に限定されているものは、仮払消費税の調整計算をしないこととなりました。